

## 事業事前評価表

国際協力機構 人間開発部 基礎教育グループ

### 1. 案件名

国名：モンゴル国

案件名：

和文 障害児のための教育改善プロジェクト

英文 Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disability (START)

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における障害児教育セクターの現状と課題

現在、モンゴルでは初中等教育を受けている約 50 万人に対し障害児数は 16,000 人とされ(教育科学省、2012 年)、これらの子どもたちは、特別学校(全国でウランバートル市の 6 校のみ)もしくは通常学校で学んでいる。一方、教育を受けていない障害児の人数は、正確に把握されていないが、2004 年に実施された調査では 7-18 歳の障害児 6,713 人のうち 2,920 人(約 43%)が学校でまったく学習をしたことがないと回答した結果がある(教育科学省・国家統計局、2005 年)。

JICA は 2013 年に「モンゴルにおける特別支援教育にかかる情報収集・確認調査」を行い、その結果障害児の教育にかかる主な課題として、「教育へのアクセス」という点では、障害の把握が困難であること、医療・教育・福祉面からの包括的な発達支援が不足していること、「教育の質」については、教育内容が障害児一人一人のニーズに合っていないこと、障害児に対する教員の指導力が不足していること等が明らかとなった。特にロシアやハンガリーで 1990 年頃までに教員養成が行われた視覚障害や聴覚障害と比べ、学校現場は知的障害をもつ子どもへの対応に苦慮していることが指摘されている。

#### (2) 当該国における障害児教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

モンゴル国政府は、2013 年に障害者社会保障法、社会福祉法、教育法、保健法を改正するなど、障害者が障害を持たない人と同じくあらゆる機会を得られる社会実現に向けた制度作りに取り組んでおり、現在、障害者の権利に関する法律および障害者支援にかかる 5 カ年計画を策定中である。

具体的な施策としては、「教育へのアクセス」という点では、2014 年 6 月に障害の早期発見、適切な発達支援計画の策定、就学先の決定を担う「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の中央委員会および支部委員会が人口開発社会保障省の傘下に設置され、中央委員会は障害の早期発見にかかるツール開発、発達支援計画作成ガイドライン等を作成中である。また「教育の質」という点では、2012 年に教育科学省(現、教育文化科学省)、教育研究所、教員研修所に特別なニーズ教育担当者が配置され

るとともに、2013 年に特別学校の授業時間数が定められ、知的障害児対象特別学校用のカリキュラムおよび教科書が一部作成された。また、モンゴル国立教育大学に現職教員等を対象とした「特別なニーズ教育コース」が開設された。2015 年内には、教育文化科学省が策定中の「障害児を教育に等しく参加させる国家プログラム(第2期)」の承認が見込まれている。本事業はこうしたモンゴル政府の取り組みを加速させるものである。

### (3)教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、対モンゴル国別援助方針協力重点分野「全ての人々が恩恵を受ける成長(Inclusive Growth)の実現に向けた支援」の中の「基礎的社会サービスの向上プログラム」に位置づけられる。

### (4)他の援助機関の対応

アジア開発銀行(以下、「ADB」)は、乳幼児に対する早期診断、障害者雇用、バリアフリー政策推進等を含めたローン案件 Ensuring Inclusiveness and Service Delivery for Person with Disabilities を計画中であり(2015 年に準備調査、2016 年から貸付予定)、本事業および障害者の社会参加促進に関する案件(今後形成予定)と連携する旨、2014 年に JICA との間で覚書を締結した。また、韓国が Korea Disabled people's Development Institute(Koddi)を通じて乳幼児のための診断ツール開発を、中国が障害児のためのセンター建設および人材育成を支援予定である。

## 3. 事業概要

### (1)事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、障害児に対する診断・発達支援・教育のモデルを構築し、もってすべての障害児がニーズに合った発達支援・教育サービスを受けられるよう、寄与するものである。

### (2)プロジェクトサイト／対象地域名<sup>1</sup>

- ア) 診断・発達支援モデルのパイロット地域:ウランバートル市1区および地方部1県
- イ) 教育改善モデルのパイロット校:パイロット特別学校1~4校および通常学校数校

### (3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

#### 【直接受益者】

ア) 障害児のアセスメント、発達支援、教育に従事する公的機関職員

- ・ 教育文化科学省戦略政策計画局 特別なニーズ教育担当官(1名)

<sup>1</sup> いずれも事業開始後3か月以内をめぐり、市・県／学校からの要望に基づき、その実施体制等を考慮し、教育文化科学省および人口開発社会保障省とともに決定する。詳細な選定基準はプロジェクト開始後に検討する。

- ・ 教育研究所 特別なニーズ教育カリキュラム担当官(1名)
  - ・ 教員研修所 特別なニーズ教育研修担当官(1名)
  - ・ モンゴル国立教育大学 特別支援教育コース教官(約5名)
  - ・ 人口開発社会保障省 人口開発政策実施調整局担当官(約2名)
  - ・ 国立リハビリテーションセンター所長、担当部局職員(約4名)
- イ)「障害児の保健・教育・社会保障委員会」(人口開発社会保障省傘下)
- ・ 中央委員会メンバー(6名:代表、小児科医、心理士、元特別学校教員、医師2名)
  - ・ パイロット地域の区/県の支部委員会メンバー(委員会あたり7名:代表、小児科医、心理士、教員、リハビリ専門医、ソーシャルワーカー等)
- ウ)パイロット地域の区/県教育文化局 障害児のアセスメント、発達支援、教育担当職員(区1~2名、県1~2名)
- エ)パイロット校の管理職および教員(特別学校1校あたり約47人、通常学校1校あたり約20人と想定)

#### 【最終受益者】

- ア)パイロット地域の障害児および保護者
- イ)パイロット校に就学する障害児(知的障害児、特別学校1校あたり約250名、通常学校1校あたり約20名)

#### (4)事業スケジュール(協力期間)

2015年6月~2019年5月(計48ヶ月)

#### (5)総事業費(日本側)

約4.0億円

#### (6)相手国側実施機関

- ア)教育文化科学省 戦略政策計画局(障害児教育を担当)
- イ)人口開発社会保障省 人口開発政策実施調整局(障害児の診断・発達支援を担当)

#### (7)投入(インプット)

##### 1) 日本側

- ① 専門家派遣(アセスメント、特別支援教育等)
- ② 本邦研修(年間最大10名)
- ③ 成果品(診断・発達支援および障害児指導ツール等)のパイロット版の印刷、配布
- ④ 成果品開発にかかる翻訳費用(日本語-モンゴル語)
- ⑤ 成果3のミニ・プロジェクト実施にかかる費用

⑥ プロジェクト事務所の機材(PC、プリンター、コピー機等)

2) モンゴル国側

① カウンターパートの配置:

ア) 教育文化科学省 戦略政策計画局(2名)

(局長:プロジェクト・ディレクター、特別ニーズ教育担当官:プロジェクト・マネージャー)

イ) 人口開発社会保障省 政策実施調整局(2名)

(局長:副プロジェクト・ディレクター)

ウ) 上記3. (3)の【直接受益者】

② カウンターパートの給与、謝金、旅費、その他費用

③ プロジェクトで作成されモンゴル国政府で承認された成果品の印刷・配布費用

④ プロジェクト成果に関する情報共有、普及にかかる費用(パイロット地域以外の関係者を対象としたセミナー等)

⑤ プロジェクト事務所(水道、電気を含む)の提供

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類(A,B,Cを記載): C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業による環境への影響等はない。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減

プロジェクトの最終受益者は障害児および保護者であり、ジェンダーや貧困削減への負のインパクトは想定されない。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

これまでの協力実績として、JICA ボランティア派遣(職種: 特殊教育、養護、理学療法士、作業療法士、義肢装具士・製作等)、「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」(2006~2009年)およびフェーズ2(2010~2013年)が挙げられる。

2) 他ドナー等の援助活動

上述のADB案件の障害児に対する早期診断は対象年齢が0~3歳児である一方、本事業では5~16歳を対象としており、障害児にかかる情報や開発ツールの共有、障害児の速やかな就学への移行について連携を行う。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標:

すべての障害児がニーズに合った発達支援・教育<sup>2</sup>を受けられる。

【指標】 就学している障害児数が増加する。

#### 2) プロジェクト目標:

障害児に対する診断・発達支援・教育のモデル<sup>3</sup>が構築される。

【指標】 プロジェクトで開発されたモデル(診断ツール、教育実践ツール等)が教育文化科学省および人口開発社会保障省によって承認される。

#### 3) 成果

成果1:パイロット地域において関係機関<sup>4</sup>の障害児に対するアセスメント・発達支援を実施する能力が強化される

成果2:パイロット校において関係機関の障害児(知的障害を伴う)へ質の高い教育を提供する能力が強化される

成果3:ミニ・プロジェクトにより障害児のニーズに合った様々な教育形態の効果が検証される

成果4:関係者間の成果1~3の経験共有および国レベルの制度及び政策への反映が行われる

## 5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

### (1) 前提条件

保護者および教員が障害児のためのアセスメント、発達支援、教育の重要性を理解する。

### (2) 外部条件

- ① 障害児にかかる政策及び制度が大きく変更されない。
- ② 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の方針、規則等が変更されない。
- ③ 通常学校が障害児の受け入れの重要性について理解する。

## 6. 評価結果

本事業は、モンゴル国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

<sup>2</sup>障害児一人一人の特性・ニーズに配慮した行政サービス(医療・社会福祉)の提供、障害児および保護者が希望する就学先(特別学校、通常学校)で自立のための教育活動が実施されることを指す。

<sup>3</sup>パイロット地域/学校において、障害児の診断・発達支援・教育実践のためのツール開発、実践体制の構築を指す。

<sup>4</sup>3(3)の直接受益者のうちア)~ウ)を指す。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

### (1)類似案件の評価結果

ボリビア国「特別支援教育教員養成プロジェクト」(2010～2012 年)の終了時評価において、「特別支援教育の専門性は 4 分野(視覚・聴覚・知的障がいと肢体不自由)に分かれており、専門性の深化・分化が顕著であることから、1 名の専門家が全領域をカバーするには限界がある。プロジェクト形成時にはこの点を勘案し、より戦略的な人的投入を実施すべきである。」との教訓が抽出された。

### (2)本事業への教訓(活用)

成果1の診断・発達支援については上記 4 分野のそれぞれの専門性を有する人材を投入するとともに、本案件の成果2で主に扱う教育の質改善に関する活動については、現地の支援ニーズが最も高いとされる知的障害児に対象を限定し、指導ツールの開発および人材の能力強化を行う。

## 8. 今後の評価計画

### (1)今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

### (2)今後の評価計画

事業開始 1 年後	運営指導調査
事業開始 2 年後	運営指導調査
事業終了 3 年後	事後評価

## 9. 広報計画

### (1)当該案件の広報上の特徴

#### 1)相手国にとっての特徴

モンゴル国政府は「Inclusive Growth」を掲げ、障害者支援に対する政策を強く打ち出し、法制定、制度構築を行っており、本案件はその具体的実現に貢献するものである。

#### 2)日本にとっての特徴

日本の地方自治体が取り組む健診制度、日本の特別学校教員の有する障害児に対する教育支援のみならず、療育まで含めたプロジェクトであり、また学校卒業後の就労支援も視野に入れ、今後 10 年間を見据えた包括的なプログラム協力を想定している。

### (2)広報計画

プレスリリース等

以上